

第一類 第五百号

第二百一回国会 財務金融委員会議録 第十七号

(二四八)

令和二年五月二十七日(水曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 田中 良生君

理事 うえの賢一郎君

理事 あかも一郎君

理事 理事

理事 藤丸 敏君

理事 古本伸一郎君

理事 穴見 陽一君

理事 石崎 徹君

理事 勝俣 孝明君

理事 小泉 龍司君

國場幸之助君

田野瀬太道君

辻 清人君

古川 梅久君

宮澤 博行君

山田 賢司君

浅野 佳彦君

森田 俊和君

清水 忠史君

美延 映夫君

麻生 太郎君

井上 貴博君

財務大臣(金融担当)

政府参考人(金融庁企画市場局長)

政府参考人(金融庁監督局長)

(経済産業省大臣官房審議官)

(経済産業省大臣官房審議官)

(経済産業省大臣官房審議官)

(経済産業省大臣官房審議官)

同日

五月二十七日

五月二十七日

五月二十七日

五月二十七日

政府参考人(中小企業庁経営支援部長)

渡邊 政嘉君

寺田 吉道君

齊藤 育子君

辰鶴君

淳君

辰鶴君

辰鶴君

本案審査のため、本日、政府参考人として金融

府総合政策局長森田宗男君、企画市場局長中島淳一君、監督局長栗田照久君、経済産業省大臣官房審議官島田勘資君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省鉄道局次長寺田吉道君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存りますが、御異議ありませんか。

他方、金融サービス仲介業や資金決済業の三年後、五年後の将来を考えますと、今回の法改正はあくまで過渡的なものではないかと感じる部分もあります。

例えば、金融サービス仲介業では、ありとあらゆる生活ニーズを解決するスーパーAPIが登場したら個人情報はどこまで守られるのか、将来、独自通貨を持つプラットフォーマーが参入するとビジネスモデルが一変してしまうのではないか、それから、他分野から銀行業務への参人がふえる中で、銀行業の業務範囲規制とのバランスについても再検討が必要ではないかという論点がございます。

特に霞が関では、夜中まで国会待機で待たされ、議員会館にレクに呼ばれて、本省、本府と往復する移動時間だけでも三十分はかかるといった事態が改善されるよう、国会議員が進んで努力をしていかなければならぬと思っております。

今回、電話やウエブ会議でもわかりやすく明快なレクをしてくださった関係者の方々に、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

それは、質問に移らせていただきます。

今般の法改正については、これまで数年間にわたりて金融業などで議論を重ね、規制緩和のあり

五月二十五日
感染拡大を防止するための大規模緊急経済対策を求めることに関する陳情書外一件(東京都文京区千駄木三の四二の一〇 吉田圭子外一名)(第三二三号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

法律等の一部を改正する法律案を議題といたします

す。
この際、お諮りいたします。

えております。

○櫻井委員 それから、続きまして、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策についてもお尋ねをいたします。条文でございますと、多分四十条の二などが関係してくるかと思ひます。

もちろん、このマネーロンダリング対策やテロ資金供与対策、これは国際的な要請でありますし、我が国国内でも重要な課題でございます。十分な対策を講じなければなりませんが、対策をしっかりとやり過ぎてしまうとコスト高になってしまふ。一方で、海外送金のコスト、我が国のコストは高いんじゃないのかというふうにも言われておりますので、これとの関係をどうしていくかというのも重要な課題かと思います。

そこで、金融庁にお尋ねをいたしますが、顧客の利便性に配慮しながらも、この不正防止にどの

よう取り組むのか、御説明をお願いします。

○森田政府参考人 先生御指摘のとおり、第一種資金移動業者のマネーロンダリング及びテロ資金供与対策につきましては、利用者の利便性を考慮しつつも、不正の防止には適切に対応することが重要であるというふうに考えてございます。

こうした観点から、第一種資金移動業者に対しましては、これまで認められていた送金額より高額の送金が可能となることに伴うリスクを踏まえ、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策につきましても、現行規制における資金移動業者と比較して、より充実した体制整備を求めることが必要であるというふうに考えております。

したがいまして、金融庁といたしましては、例えば、第一種資金移動業者が顧客のリスク評価に基づき送金額管理を適切に実行しているかといつたりスクに応じた管理体制の整備状況について十分に検証するなど、実効的な検査監督を行つていただきたいというふうに考えております。

○櫻井委員 続きまして、ワーキング報告書の十八ページから十九ページには、後払い型の支払いの問題についても書かれております。すなわち、少額でのポストペイサービスについて、「少額で

あつても過剰与信防止の必要性に変わりはない」と

の記載があつた」という記載がございます。これは全くそのとおりでございまして、貸金業法などでの対応の必要性について、実態把握に努めるとともに、過剰与信防止制度は後退させるべきではあります。

○中島政府参考人 金融審議会におきましては、少額の後払いサービスを念頭に、貸金業法上の規制の合理化の必要性について検討を行いましたが、少額であつても過剰与信防止の必要性に変わらないという指摘があつたことも踏まえまして、現行の貸金業法上の規制を維持することとしたところでございます。

○櫻井委員 大臣、お待たせいたしました。最後に、大臣にも一つ質問をさせていただきたいと思います。

近年、金融サービスが高度化、多様化しております。今日も、このための金融サービスに関する法案を審議させていただいているところでございます。

一方で、まさにコロナ対策ということで、特別定額給付金の申請手続、各市役所等でも行われておりますが、この中で、マイナンバーカードを利用して、マイナボーナル経由でのオンライン申請というものが、市役所の現場でも大変混乱をしているところでございます。一方で、民間の方では、オンラインでのいろんな手続、特に民間の金融機関においてはeKYCというようなシステムも普段使われています。一方で、民間の方では、三井住友とか、三井住友銀行など、りそなとかはやっていると記憶します。

そういった意味で、システムの導入に関しましては、これが金がかかるので、そういう費用とか、それから、提供するサービスの質がいろいろありますので、導入されるに当たって、これには使えるけれどもちょっとこれはどうかなという話になりますね。

そこで、最初に麻生大臣に伺います。

金融審議会の報告書には、「スマートフォンのアプリケーションを通じ自身の預金口座等の残高や收支を利用者が簡単に確認できるサービスを提供するとともに、そのサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介や、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行う」と書かれています。

本改正案により、このような金融サービスができることがあります。この目的、意義とあわせて、端的に御説明をお願いします。

○麻生国務大臣 簡単にはそうです。というだけでも終わるわけにはいかぬでしょうから、簡単にはそのことが書いてあるので、役人用語でずら

した総務大臣、それからマイナンバー担当大臣、どちらも高市大臣でございますが、こうした方々に御提案されてはどうかというふうに思います

が、いかがでしよう。

○麻生国務大臣 何でしたつけ、ノウ・ニア・カスターでしたつけ、これ。エレクトロニック・ノウ・ニア・カスター、略してeKYC。

これは、犯罪収益移転防止法、あれのときにこれが改正になつたんだと記憶しますので、平成三十年でしたか、あのときにこれは改正になつて、十一月か、あれが改正になつてこれができ上がつて、まあ、こうのものというので出てきたんだだと思いますけれども。

いろいろ顔認証やら何やら全部やれるというふうなシステムになつていますので、これも、いわゆる電子的にこういったことができるようになつた、やはり技術進歩のおかげでこういったものが可能になつているんだと思いますので、私どもとしては、こういったようなものが複数の金融機関において、既に導入しているところがあるでしょ

う、三井住友とか、三井住友銀行など、りそなとかはやっていると記憶します。

銀行や証券など、複数の金融機関の金融サービスをワンストップで提供することができる金融サービス仲介業の創設は、顧客にとって便利になるかもしれませんのが、一方で、金融の知識のない人が不必要な金融商品を買わされななしの資産を失うかもしれない、こういう金融被害が広がることも懸念されています。

本日は、どうもありがとうございました。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水忠史君 日本共産党の清水忠史です。

金融商品販売法の改定案について質問いたしました。

本日は、どうもありがとうございました。

現状です。

○櫻井委員 大臣に最後に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

私はして、金融機関でこうした新しい技術、特にICTの関連の技術がどんどん活用されないと、すばらしいことだと思いますが、他方で、こ

うした民間の技術を更に行政においても十分取り込んでいく、そういうこともあわせて重要なのはないのかということも重ねて申し上げます。私の質問時間がちょうど終わるころでございましたので、終わらせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

私はして、金融機関でこうした新しい技術、特にICTの関連の技術がどんどん活用されないと、すばらしいことだと思いますが、他方で、こ

うした民間の技術を更に行政においても十分取り込んでいく、そういうこともあわせて重要なのはないのかということも重ねて申し上げます。私の質問時間がちょうど終わるころでございましたので、終わらせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

ずらずら書いてありますけれども、簡単にはそういうたサービスができるということが書いてあるので。

さつきも申し上げましたけれども、金融、証券、保険等々、縦割りになつた部分で、別々にやつていた部分を一発でできますというのは、これは極めて便利な話ですから、そういうものができる業者というのは。じゃ保険でやつてくれるかと言つたら、証券は、いや保険じや嫌だと言うんですから、なかなか難しいんですよ、この業界といふのは。

だから、そういう意味で、それを全部できるというのがちゃんと出てくるというのは、私どもとしてはいいことなんだと思いますけれども、これ悪用されるところよつとかないませんので、三つ全部見られますから。これ、技術の進歩で全部見られるようになりますから。

そういういたよなことになりますので、ワントップのサービスができるとなると、それに立てて、先ほど、ノウ・ユア・カスタマー、eKYCの話が出ていましたけれども、あいつたようなものは、より確実なものができるとか、あいつた技術の進歩とこれとがうまく、セキュリティーとコンビニエンス、便利というのと両方、そのところのバランスがなかなか難しいんだとは思いますが、流れとしてはそういう方向で、より便利なサービスが提供できるようになっていくということだと思います。

○清水委員 便利になる側面、セキュリティーの問題が重要だというふうにも認識されているといふことがあります。

仲介業務で知り得た個人の預金や金融資産などの情報を利用して、株式や保険などの金融商品の仲介をするためには、当然、顧客本人の同意が必要になると思います。

制度上は、顧客の同意については、利用する都度必要なのか、保険なら保険、あるいは証券なら証券、そして例えば預金なら預金、それとも包括的なるものがどちら、あとは契約

が終了するまでは同意をとる必要ない場合もあるのか、この辺について御説明いただけますでしょうか。

○中島政府参考人 お答えいたします。

個人情報保護法や金融分野における個人情報保護に関するガイドラインにおきましては、金融機関に対し、個人情報の取得や利用の際、利用目的をできる限り特定し、公表又は原則書面による通知を行なうことを求めております。また、特定された利用目的を超える情報の取扱いを行なう際には本人の同意を得ることが求められています。同意の取得に当たっては、原則として、電磁的記録を含む書面の形式により本人の意思が明確に反映できる形で確認を行うことが望ましいとされております。

必ずしも利用の都度顧客に改めて同意を得る必要まではございませんが、こうした規定に従いまして、金融サービス仲介業者や金融機関が顧客から適切な形で同意を得た上で行なうこと

が求められます。ただし、金融サービス仲介業者は、各金融機関が保管する顧客の個人情報を名寄せして、例えば顧客のデータでプロファイリングすることができると思うんです

○清水委員 必ずしもその都度同意をとる必要はないという答弁がございました。

そのようにして仮に同意がとれた場合、金融サービス仲介業者は、各金融機関が顧客の個人情報を名寄せして、例えば顧客のデータでプロファイリングすることができると思うんです

○中島政府参考人 お答えいたします。

個人情報の取扱いについて、個人情報保護法や金融分野ガイドラインにおいて、金融機関は、個人情報の利用目的を特定すること、個人情報の提供に際して本人の同意を得ること、目的外利用をしないことなどが求められております。

また、金融サービス仲介業者には、既存の仲介業者に対する規制を参考に、業務を通じて取得し得た顧客の非公開の情報について、顧客の同意を得ることなく利用や授受を行うことを禁止するなど、顧客情報の適正な取扱いを義務づけることを予定しております。

御質問にございました。プロファイリングも含めまして個人情報の取扱いに当たっては、こうした規定に従い、金融サービス仲介業者や金融機関が顧客から適切な形で同意を得た上で行なうことが求められるというふうに考えております。

○清水委員 個人の同意を適切にとれば、そうしたことも可能だと。大臣もそのとおりだというふうにお認めになられたんですが、やはり、資金かJ—REITなどか、こういった投資信託や外貨預金等の金融商品を、新たにできる金融サービス仲介業が勧説するということ、これは問題ないということですか。

○中島政府参考人 お答えいたします。

今御質問にありましたような金融商品の勧説に当たりましては、まず、顧客情報の適切な取扱いが求められるということございます。また、投

資商品の勧説に当たっては、顧客の知識、経験、経験、投資の目的に照らした適合性の原則を遵守するということも求められております。また、利用者保護の観点から、仲介に当たって高度な説明を要すると言われる金融サービスについて取扱いを認めないということをいたしております。

金融サービス仲介業における業務については、顧客保護の観点から、金融庁としても更に適切に監督をしてまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 やはり、明確に答弁されていないんですね。すけれども、そういうことができるということだけ思うんです、否定されなかつたので。顧客のニーズに合わせて、退職金がおりましたねとか、あるいは定期預金の満期日ですね、そういう情報、適切に得た同意に基づいてそういう勧説をしても構わない、うなずいていらっしゃるのでそういうふうだと思います。

スマートフォンによるオンラインでの契約ができるようになって、高額商品の購入やその借入れのためにはサラ金からお金を借りるという、非常にこれはハーフドルが下がってきてるんじやないかなというふうに思います。

この結果、多重債務があふえ、自己破産があふえているという認識を現在金融庁はお持ちでしようか。

○中島政府参考人 今の御質問にありました日経記事にありますとおり、貸金業者から五件以上の

資料で申請するという必要はあるのか。

この二点についてお答え願います。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

二問御質問がございましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず、持続化給付金の審査に当たりましては、申請者自身で入力内容や証拠書類等の修正が必要な場合には、事務局から申請者に対しまして修正を依頼するメールをお送りしているところでござります。申請のときにおつくりになられるマイページに表示される、不備通知というのが出るんですけども、この不備として指摘される事項や修正が求められる事項が一部わかりにくいという御指摘があることも承知しております。

何分新しくつくった制度でありますので、当初、不備になる事例の蓄積が進んでおらず、類型化が十分でなかったこと等に起因するものと考えてございます。このため、事例の蓄積に伴いまして、いわゆる不備、文言の内容等を現在随時改善をしているところでございます。引き続き、こうした御指摘も踏まえつつ、申請者の視点に立つて不斷に改善を図つてまいりたいと考えてございます。

二点目の質問でございますけれども、御指摘のように青色の確定申告書第一表の売上欄に記入を忘れた方が、税務署の受取印のある青色申告決算書を添付して申請をしていた場合には、持続化給付金の対象となる可能性があるということでございます。

ちょっと個別の案件についてお答えするのは差し控えさせていただければと思ひますけれども、一般論で申し上げますと、御指摘の点以外にも不備があることも想定されます。先ほど、ほかの委員の方の御質問で、口座の間違いですか、いろいろ複合的な要因でこの御連絡をする場合がございますけれども、既に不備があるということですその旨連絡をさせていただいてございますが、そういう内容について一つ一つ事務局の方で、数多くのものがございますので、確認して、それを

お待ちいただくということでありますと、かえつて時間がかかってしまいますので、今般は、現時

点で不備の出ているという御連絡をさせていただきましたものについては、事務局の指示に従いまして御対応いただければというふうに考えてござります。再提出をいただければということでございます。

なお、個別の案件は、一義的には事務局の判断でございますけれども、現時点においては、当該案件のような場合には、他の申請者と公平性の観点も踏まえつつ、個別のケースを慎重に検討した上で証拠書類として認められ得るということは、事務局の中でもしつかりと共有させていただいているところでございます。

○清水委員 一日も早い支給を求めて、質問を終ります。ありがとうございます。

○田中委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も、貴重な質問の機会、ありがとうございます。

○中島政府参考人 一日も早い支給を求めて、質問を終ります。ありがとうございます。

ないというようなことになつてきて、いろいろな資産を、ポートフォリオといいますか、分散して有利なものにしていく。日本もそろそろ考え方を切りかえて、これ自体は、資産運用が悪であると

きましたものについては、事務局の指示に従いまして御対応いただければというふうに考えてござります。再提出をいただければということでございます。

お待ちいただくということでありますと、かえつて時間がかかってしまいますので、今般は、現時

までございますけれども、現時点においては、当該案件のような場合には、他の申請者と公平性の観点も踏まえつつ、個別のケースを慎重に検討した上で証拠書類として認められ得るということは、事務局の中でもしつかりと共有させていただいているところでございます。

○清水委員 一日も早い支給を求めて、質問を終ります。ありがとうございます。

○田中委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も、貴重な質問の機会、ありがとうございます。

○中島政府参考人 一日も早い支給を求めて、質問を終ります。ありがとうございます。

ものもいろいろ考へなければいけない。

例えば、銀行の中で、どうも、今の配付されているレジュメなどを見ると、外貨預金は取扱禁止のものが、若干、為替交換するときのレートが

形成を図つていくという方向に切りかえるべきではないかというふうに従来から思つてゐるわけですね。

そういったために、例えばEU、あるいは日本にも、IFIA、インディペンデント・ファイナンシャル・アドバイザー、あるいはアメリカではこれはRIAというようなものがあるようですがけれども、そういう方向で、個人の資産運用をアドバイスしたりよりよい方向にしていく、そういうものかなと思つたらどうもそうでもないようなんですが、その辺について、ちょっとまずは御説明いただけますか。

○中島政府参考人 お答えいたします。

証券会社から独立した立場で金融商品の売買を扱うIFA、あるいは顧客への投資助言業務を手がけるRIAというものは、アメリカの個人向け証券取引において主要な販売チャネルの一つになつてゐるというふうに承知をいたしております。

○中島政府参考人 お答えいたします。

証券取引において主要な販売チャネルの一つになつてゐるというふうに承知をいたしております。

○中島政府参考人 お答えいたします。

てまいりたいと思います。少なくとも、先生、日本の評価というのは日本新聞では全然大したことになつていないし、あなたのおっしゃる方もそういうことになつておるんですけども、死亡者の人数というのはどう考えられますか。

世界じゅうで、少なくともアメリカなんかは十万人を超えるとベトナム戦争を超えますからね、死亡者は。それが数字ですよ。たしかベトナム戦争は五万八千人だったと記憶しますから。今回、もう既に、きょう、あさってで十万人を超えますよ。

そういうふうなところに比べて日本は八百人。何ですか、これ。対応が遅いって、結果としては一番うまくいっているんじゃないですか。

これは外国の新聞に出ておる記事です。だから、そういう意味では、全然評価が違うんだというのが正直な実感ですけれども、これは、終わつた後、よく正確にこの種の話をもう一回検証してみると必要はあるんじゃないのかなというが正直な実感ですけれども、いずれにしても、こういったような話で、今まで起きたことがないことが起きておりますので、なかなかすぐにはできなかつたし、対応ができなかつたのは確かですけれども、そういう意味では、結果論としては、少なくとも、時間をかけて、三ヶ月、四ヶ月たつてみた結果、どういった結果になつたかというのをもう一回改めて検証してみる必要があるんじゃないかなと思っております。

○青山(雅)委員 時間がなくなつてしましました。この件、少しやりとりをしたかったんですけども、それはまた次の機会で。

最後に、若干誤解をされておられるので申し上げますと、私は、コロナ対策、医療の関係でもつて結果が出ていないとは申し上げるつもりはありません。おっしゃるとおりに、世界じゅう見渡しても、大変に死者が少ないという意味ではいい結果は出している。ただし、それが政策によるものかどうかについてはまさに検証が必要です。

それから、今まで政府がとられた経済対策も、反対理由の第二は、金融サービス仲介業の創設

これが悪いということは一回も申し上げております。大変いものだと思っている。ただし、そのいいものが評価されないにはやはりそれなりの理由がある、そこについてはぜひ改善する必要があるんじゃないですかとということを申し上げたとえられますが。

どうもありがとうございました。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。

○清水委員 清水忠史君。

○田中委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。

これが悪いということは一回も申し上げております。大変いものだと思っている。ただし、そのいいものが評価されないにはやはりそれなりの理由がある、そこについてはぜひ改善する必要があるんじゃないですかとということを申し上げたとえられますが。

いうことだけ、最後に申し添えさせていただきま

す。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。

が、金融大手及びIT企業の要望を受けたものであります。特に若者の零細な資産を株価つけ上げるために勤員し、投機に巻き込む危険が強まるからです。

安倍政権は、貯蓄から投資の方針のもと、NISA等の税制優遇、金融規制の緩和等を進めてきました。特に近年、スマホを活用する若者をターゲットに投資への誘導を強化しており、本法案により、利用者、顧客の保護が十分に保証されない可能性が生じます。

反対理由の第三は、仲介業に参入するIT、フィンテック企業に対する規制、ルールづくりが不十分であり、個人情報保護、独占禁止法上等の弊害をもたらす危険があるからです。

反対理由の第一は、顧客保護のための規制である所属制を排した金融サービス仲介業の創設により、多数に上る投資被害、多重債務を一層拡大する危険があるからです。

新たな仲介業者が扱える金融サービスは、高度な説明を要するものを除外するとしていますが、できなかつたし、対応ができなかつたのは確かに、問題があります。日弁連は金融サービスのターゲティング広告について禁止を勧誘行為として規制すべきです。日弁連は金融サービスを引き起こす問題があり、反対することを申し上げて、討論をいたしました。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律案を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 この際、ただいま議決いたしました。本案に対し、津島淳君外三名から、自由民主

党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フーラム、公明党及び日本維新的会・無所属の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されています。

提出者から趣旨の説明を求めます。櫻井周君。

○櫻井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

提出者から趣旨の説明を求めます。櫻井周君。

○櫻井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

○櫻井委員 提出者から趣旨の説明を求めます。

○櫻井委員 提出者から趣旨の説明を求めます。